

# 謹賀新年



群馬みなかみほうだいぎスキー場にて 撮影 藤生 将太郎

## CONTENTS

所感	2	税制改正	8
司法書士より	3	お客様コーナー	9
やさしい経営コーナー	4	定額残業手当制度の運用が 正しく行われているかどうか	10
正社員1名以上雇用していれば 申請可能な助成金	5	湯ったり！寄ったり！ 行ってんべ！！	11
確定申告	6~7	税務カレンダー	12

# 所 感

明けましておめでとうございます。平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。貴社におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

令和3年は、令和2年に引き続き新型コロナウイルスの感染が収束しない中で、ウイルスとの共生を模索する1年となりました。新たな変異株への感染が世界的に拡大し、依然として困難な状況ではありますが、経済や社会は想定を超える速さで大きく変化しています。

激変する環境下におけるキーワードは、「変化」、「適応」そして「進化」です。「変化」を的確にとらえて、変化に「適応」することによって組織能力を「進化」させ、私共が活力ある安心で豊かな経済・社会の創出に今まで以上に貢献できるよう支援していく所存です。

今、世の中は一体、何が変わっているのでしょうか。人口増加が止まり、経済は成熟しています。かつては需要が拡大し、顧客が画一化していたため作っては売る「徹底的に売る」という思考でしたが、現在は需要が縮小し、顧客が多様化しており、賢く売るということが必要となっております。また社内はプロセス分業体制により売る人、作る人が明確に分業されていましたが、今は全員が顧客に接点を持ち多様な役割をこなしていく必要があります。加えて以前は技術が柱であり工場が主流でしたが、これからは知識と知恵が柱となりビジネスの現場が主流の時代となっております。

顧客をみれば、インターネットの普及で比較検討が容易になり、取引の主導権が企業から顧客にシフトしています。このような環境では「企業論理」の売り込みや数字作成が強みを持たず、「顧客論理」をもとに印象や顧客成功を売り込むことが成功のカギを握っています。

社員や部下の指導・教育を捉えても、採用難や社内のピラミッド構造が変わり、上意下達の論理から、共感による自律促進に変わりつつあります。上司の論理でポストや給与をニンジンにした叱咤激励が若い人には響かず、働く者の論理「やりがい」や「キャリアアップ」をモチベーションに個人の内省を促し寄り添うことが必要になっていきます。

高度経済成長のモデルの終焉により普通であることさえがリスク要因になり、インターネットの定着によりビジネスは顧客に主導権が渡り、コンピュータ技術いわゆるクラウド・AIの革新によりデジタルは内製化を試みる必要があるといえます。

簡単には正解の見つからない極めて困難な環境下にありますが、このような中では私たちは、顧客の価値を創造することが必要になってきます。顧客にとっての価値創造を果たすべく、我々は自社の決意、強い思いをもつことが必要です。尊敬できる良い動機をもち、また社会から賛同が得られること、高みを目指すこと、周りの者がワクワクするような「思い」をもつことこそが、周囲の共感を呼び、周りを動かすことにつながると思います。このような時代だからこそ皆様の良い「思い」を期待し、益々のご発展を祈念しております。

公認会計士 森 弘毅

## 謹賀新年 令和4年

早いもので令和も4年目の年に突入しました。令和2年、令和3年、ずっと新型コロナによって様々な影響を受け続けてきました。ようやく今年の終わり頃から状況が改善し始めたと思ったのに、また新たな変異株の影響からか感染者が増加しております。どうか今年こそは、誰もが平穏無事に暮らせますように、と願わずにはられません。

さて、その少し改善し始めたと思われた昨年12月に東京に観劇に行っただけでした。毎年のように行われていた都心のイルミネーションもその前の年は現地には参りませんでしたので、2年ぶりに見ることができました。写真は日比谷のイルミネーションですが、実際はもっともっときれいです。

すぐそばの国際フォーラムの地下には大きなツリーが3つありまして、干支の虎が積み上げられています。とてもかわいいです。



今年の終わる頃にもまたイルミネーションやツリーが当たり前のように見ることができるようになっていますように。

司法書士 米澤 智子

## 改めて、今年こそ！！

昨年の暮れに2021年の今年の漢字は「金」、と発表がありました。

皆さん、この発表、どう思いましたか？

ひねくれものの(?) 私はエー!?とってしまいました。オリンピック開催に掛けるのなら五輪の“輪”でしょう!というのが私の感想です。

“金”なんて、えげつないなあと思いませんか?いかにも結果重視の「一番でなければだめなんですか」と言いたくなる漢字の選択です。

それはさておき、私にとって今年一年をどのようにしたいか、を一字で表すとしたら何かな、とふと考えてみました。私の漢字は『柔』でしょうか。歳を取るとともに、体も心も硬くなってきています。体の硬さは日々実感できるのですが、心の硬さはなかなか自分では実感できず、自分は若い、とか自分の考えは正しい、と思いがちです。でもそれが、頑固に結びついてはいないだろうか、と思うようになりました。歳を取ったからこそ、若い人の意見に耳を傾け、良い所は取り入れる柔軟な姿勢を保って行きたいと思っています。

さて、皆様の今年の漢字は何でしょうか?お会いした際には教えて下さいね。



相澤 順子

## 運転資金の適正水準

運転資金とは、経営を行うにあたって必要になる現預金のことです。

会社は赤字でも資金があるうちは倒産しませんが運転資金がなくなると、事業活動で発生した仕入や経費の支払いができなくなり、倒産することになります。



運転資金の適正水準とはどのくらいなのですか??

では、下の①~④を見てみましょう



### ① 一般的な運転資金の計算方法

$$\text{運転資金} = [\text{売上債権(売掛金} + \text{受取手形等)} + \text{棚卸資産}] \\ - \text{仕入債務(買掛金} + \text{支払手形等)}$$

ここで計算した運転資金額以上の、現預金が必要になります。この式から分かるように、経理処理は現金主義でなく、発生主義で棚卸確認も必要になります。また、回収不能な売上債権や不良棚卸があると計算結果が不正確になるため、日頃からの適正経理が必要となります。

### ② 実務的な必要運転資金の計算方法

$$\text{必要運転資金} = \text{売上} - (\text{減価償却費} + \text{経常利益}) \quad \text{月額}$$

一般的な運転資金の計算方法では、売上債権や仕入債務がない場合や不良債権がある場合に計算ができませんが、その場合は②の計算方法で必要運転資金を計算します。

### ③ 必要運転資金の適正水準（目安）

- 優良**・・・必要運転資金×3倍以上
- 標準**・・・必要運転資金×2倍以上
- 危険**・・・必要運転資金×1.5倍以下

必要運転資金の1.5倍以下ということは、その月の支払を済ませると、手元に月商の半分も現預金が残っていないということです。

### ④ 適正な余剰資金

$$\text{適正な余剰資金} = \text{年商} \times \text{売上総利益率} \times 20\%$$

急激な景気変動や、事故などが元で売上が下がっても、すぐに困らないために手元に置きたい資金です。1年間売上が20%減少した場合を想定しています。

単純に利益が出た、出なかった(損益計算書)だけでなく、資金繰りにも目を向けた(貸借対照表)経営を心掛けて、自社の安定経営を図りましょう。



## 正社員 1 名以上雇用していれば申請可能な助成金

### 人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース)

この助成金は、事業主が雇用管理制度の導入など雇用管理の改善を行い、離職率低下の目標を達成した場合に最大72万円を助成する制度です。①諸手当等制度②研修制度③健康づくり制度④メンター制度から1つまたは、複数を選択し、正社員全員が何か1つの制度を計画期間内に実施することが必要となります。4つの制度のうち、受診費用は掛かりますが、費用も1人あたり数千円で実施状況を確実に証明できるため、③健康づくり制度の様々な検診の中でも **歯周病検診** がおすすめです。

＜主な条件＞	＜対象従業員＞
①正社員が1名以上在籍 ②定期健康診断の実施(法定) ③社会保険料納付 ④一定期間に事業主都合で解雇等をしていないこと ⑤離職率の目標を達成	①雇用保険加入 ②社会保険加入 ③正社員全員 ④健康診断受診

助成金額 目標達成 : **57万円** (生産性要件達成 **72万円**)

我が国は、今後労働力人口の減少が見込まれる中で経済成長を図っていくためには、労働生産性を高めていくことが不可欠です。このため、事業所における生産性向上の取組みを支援するため、生産性を向上させた事業所が労働関係助成金(一部)を利用する場合、その助成額又は助成率の割増等を行います。

#### 低下させる離職率の目標値

雇用保険人数	1～9人	10～29人	30～99人	100～299人	300人以上
離職率の目標値	15%	10%	7%	5%	3%

正社員1名からでも申請可能となっており、正社員数の少ない方が、メリットが大きいと思います。興味のある方はお気軽にお問い合わせください。



## ～令和3年分の所得税等の確定申告が始まる時期となりました～

申告が必要な方は下記の様な書類を準備して、申告に備えていただければ幸いです。

なお、申告の内容によってはこの他にも必要書類が生じる場合が出てきます。ご不明点等は担当者までお問合せ下さい。

### 一般的に必要なとなってくる証明書等

- 生命保険料の控除証明書
- 地震保険料の控除証明書
- 国民健康保険料の令和3年中の支払総額がわかる書類
- 国民年金および国民年金基金の控除証明書
- 小規模企業共済等掛金控除証明書
- 住宅ローンがある場合、年度末の借入金残高証明書
- 事業所得以外に収入がある場合、源泉徴収票や支払調書  
(給与、不動産賃貸収入、農業、保険金収入、配当収入、不動産売買収入がある)
- 年金の源泉徴収票(年金受給者)

### 土地・建物の譲渡所得がある場合

- 不動産売買契約書(売却時)
- 不動産売買契約書(購入時)  
→その他、今回の売却資産をいくらで取得(購入・相続)したのかわかる書類  
不明な場合は、売却代金の5%を取得費とすることになります。
- 仲介手数料、測量費、印紙代など、売却に伴い発生した支払の領収書・請求書  
→所有権の状況、移転状況を確認させていただきます。  
→ない場合、当事務所で取得させていただきます。

## 各種控除について

確定申告には人的控除以外に各種控除がございます。主だったものは次の3つとなります。簡単に内容のご説明をさせていただきますので参考にして下さい。

### ① 医療費控除

本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払ったときは、次の算式で計算した金額が医療費控除として所得金額から差し引かれます。

$$\left( \begin{array}{c} \text{その年中に} \\ \text{支払った医療費} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{保険金などで} \\ \text{補填される金額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{10万円または} \\ \text{総所得金額の5\%} \\ \text{(どちらか少ない額)} \end{array} \right) = \left( \begin{array}{c} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \end{array} \right)$$

ただし、医療費控除には対象となるものとならないものがあります。例えば、通院の為に使ったタクシー代等は対象となりますが、自家用車のガソリン代や駐車料金は対象となりません。人間ドックの費用は病気が発見された場合は対象となりますが、発見されなかった場合は対象となりません。予防接種の費用は対象となりません。などなど。

### \*セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

健康の保持増進及び疾病の予防として人間ドックや予防注射といった一定の取り組みをしている人が本人又は親族の特定医薬品の購入代金を支払った場合には、一定の算式により計算した金額をその年分の所得の金額から差し引くことができます。(通常の医療費控除との選択適用になります。)

- 必要書類  病院等に支払った領収書、もしくは医療費のお知らせ等支払った金額が分かるもの  
 セルフメディケーションの場合はドラッグストア等の領収書等

### ② 寄付金控除

ふるさと納税や、日本赤十字社などへの寄附等をした場合、次の金額を所得から差し引くことができます。



特定寄付金の支払額 または 総所得金額の 40% の  
いずれか少ない金額

2,000 円

- 必要書類  寄附金の受領書等

### ③ 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)

借入金をして住宅を取得した人、増改築をした人は、確定申告をすると借入金の年末残高に応じて所得税の額を控除することができます。

サラリーマンの方は、2年目以降は年末調整で計算できるので確定申告の必要はなくなりますが、1回目は確定申告をすることとなります。適用を受けるためには住宅の床面積や居住開始日等の各種要件があります。

尚、住宅ローン控除は、居住開始年月日によって、控除期間、控除率等が異なります。

#### 1年目の申告に必要な添付書類

- 借入金の年末残高等証明書
- 家屋・土地の登記事項証明書(登記簿謄本)
- 売買契約書、建築工事請負契約書などのコピー
- 建築確認通知書のコピー又は増改築工事証明書
- サラリーマンの場合は、給与所得の源泉徴収票



以上、控除を受ける際には、各種証明書等の書類が必要となってきます。申告期限ぎりぎりでは慌てない為にも、早めのご準備が肝要かと思えます。

相澤 順子



**1 月支給分から退職所得の計算方法が変わりました！**

退職所得には、従業員の長年の勤務に対する給与の一括後払いや退職後の生活資金の原資にあてるなど、その性質上優遇措置が設けられています。

例えば勤続年数に応じた ①退職給与控除額の適用、②他の所得と通算しない分離課税の適用、③退職給与控除後の「2分の1課税」の適用がありますが、令和4年1月支給分から③の「2分の1課税」の適用が見直しされることになりました。

2分の1課税の適用関係

勤続年数	従業員		役員等
	退職所得控除後の金額		
	300万円以下の部分	300万円超の部分	
5年超	2分の1課税適用あり	2分の1課税適用あり	2分の1課税適用あり
5年以下	2分の1課税適用あり	<b>2分の1課税適用なし</b>	2分の1課税適用なし

太字:変更部分です

これまで勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、「2分の1課税」を適用しないこととされていましたが、令和4年1月から、勤続年数5年以下の従業員が退職金を受け取った場合にも、一部適用されることになりました。

具体的には、退職所得控除後の金額が300万円を超える部分に、「2分の1課税」の適用がなくなります。

①平成29年4月1日入社、令和4年3月31日退社  
 退職金 1000万円  
 退職所得控除額 200万円(40万円×5年)

②退職所得の金額  
 $(300万円 \times 1/2) + \{1000万円 - (300万円 + 200万円)\} = 650万円$

③源泉徴収税額  
 $(650万円 \times 20\% - 42万7500円) \times 102.1\% = 89万822円$

川口 雅子



## お客様コーナー



群馬県邑楽郡邑楽町にあります、株式会社 AToRiKA 様(以下敬称略)をご紹介します。

AToRiKA は、スズキ「ジムニー」を主に新車、中古車の販売、買取、修理、カスタムを行っている会社です。また部品の開発及び製作販売も行なっています。

新築した新社屋の周りには、さすがジムニーの専門店！たくさんのジムニーが並んでいます。

事務所と隣接する工場を少し見させて頂きましたが、なんだか凄そうな機械が車と接続されていて、何かのテストをしている模様…。👉 すごい音がしている…。



カスタムについてお話をお聞きしたところ、オリジナルのエンジンを開発して搭載したり、レース用の車の開発なども手掛けているとのことでした。

次に、AToRiKA の特徴・セールスポイントをお聞きしたところ、「どんな注文でも絶対に断らない事」とのことです。たとえ他のお店で断られているような注文でも、必ず受ける！！とのことで、社長さんの車に対する情熱がヒシヒシと伝わってきました。

社長の渡邊さんも奥様も、とても気さくで話しやすく、今までにあったびっくりするような注文の話も聞かせてくれて、とても面白かったです！

新車や中古車をお探しの方はもちろん、こだわりのカスタムをご希望の方も是非一度お問い合わせしてみたいはいかがでしょうか。

HPで部品の販売も行っていますので、下の QR コードよりアクセスしてみてください！



👉 事務所にあるパックマンのゲーム機、つい夢中になってプレイしてしまいました～

### 株式会社 AToRiKA

〒 370-0613 群馬県邑楽郡邑楽町狸塚 445-1

☎ 0276-55-2110

✉ jimny@atorika.co.jp

HP



Facebook



取材 大谷 佳夫里

## 定額残業手当制度の運用が正しく行われているかどうか

第65号の事務所通信で、未払い賃金の主な原因となる次の4項目を掲げ、前回第67号の事務所通信までに第1項から第3項までについて説明してきました。

- (1) 時間外労働手当等の計算が正しく行われていない。
- (2) 労働時間の把握が正しく行われていない。
- (3) 時間外・休日労働等の対象外とされる管理・監督者の区分が正しくない。
- (4) 定額残業手当制度の運用が正しく行われていない。



今回は、上記の第4項目の「定額残業手当制度の運用が正しく行われていない」について説明致します。

年間の人件費をできるだけ平準化して、予算化しやすくするために、残業代をあらかじめ基本給に含めたり、残業代を定額化して手当の中を含めたりしている会社は少なくありません。このような制度を定額残業手当制度といいます。この制度を採用する場合は、就業規則でその旨規定し従業員の合意を得ると共に、次の3点の運用が正しく行われなければなりません。

- ① 給与の中で、定額残業代部分が明確に区分できること。
- ② 定額残業代部分には、何時間分の残業代が含まれているかが明確にできること。
- ③ 実際の時間外が定額残業代部分を超過した場合には、超過部分の割増賃金が支払われること。

この定額残業手当制度を採用した場合に、未払い賃金が生じる原因は上記の③です。この時間外手当の超過部分がないかどうかの確認と、超過部分があった場合の支払いができていないことにより、定額残業代制度の採用そのものを否定された判例が多く見られます。

定額残業手当制度では、実際の時間外が定額残業代部分より少ない場合でも減額せず同じ給与額を支払う必要があります。また、実際の時間外が定額残業代部分より多い場合は、その超過分の割増手当を給与に加算して支払う必要があります。

この定額残業手当制度を採用した場合、既に給与に時間外手当等が含まれているので、時間外手当等の計算はする必要がないと勘違いしている例が多くみられます。労働時間の管理はしっかりと行い、実際の時間外手当等の計算を行って定額残業代部分を超過していないことを確認しなければなりません。もし超過していた場合には、その超過部分を給与に加算して支払っていただければ未払い賃金の問題は生じません。



社会保険労務士 白澤 貴夫

# 湯ったり！寄ったり！行ってんべ！！

## 「草津温泉の楽しみ方それぞれ」

草津温泉はその昔、湯治場として栄えた温泉で、薬効も長期間に滞在して効用があると言われていました。

確かに、お湯は毎日また時間によっても、温度・色などその姿を変えています。1日4～5回入浴してみると、その変化を感じることができます。これは共同浴場では難しいですね。

さて、草津温泉には湯畑、白旗、万代、煮川等主なだけでも、6つの源泉があります。



② 大阪屋



① 日新館

その中の湯畑源泉を引込として、湯畑の下に、大滝乃湯が方面にかけて、伝統の和風湯屋旅館が建ち並んでいます。今度、これらの旅館のはしごを、時間をかけて、してみたいかですか？草津の良土を改めて感じることができると思います。

①日新館 0279-88-2013

湯畑すぐ下 草津最古の宿  
13,000～17,000円 部屋数11室

③湯元館（薬師の湯） 0279-88-3394

貸切家族風呂と薬膳茶房が人気です。  
8,000～23,000円 部屋数8室

②大阪屋旅館 0279-88-2411

せがい出し梁造りの宿  
17,000～32,000円 部屋数31室

① 日新館

千代の湯

② 大阪屋

⑤ 古久長旅館

⑥ 小島屋

④ 松村旅館

③ 湯元館

④松村屋旅館 0279-88-2323

日頃の疲れを癒やして下さい  
13,000～18,000円 部屋数9室

⑤古久長旅館 0279-88-3125

お部屋から白根山が見えます。3部屋のみ。  
9,000円～（素泊まり） 部屋数10室

⑥小島家旅館 0279-88-2128

湯畑源泉 岩風呂  
5,700～14,000円 部屋数8室

白旗の湯

湯畑

森 富夫

# 税務・労務カレンダー

	税務	労務
2月	<input type="checkbox"/> 令和3年分贈与税の申告と納付の受付開始 ……………2月1日(火)から3月15日(火)まで <input type="checkbox"/> 1月分源泉徴収税額・住民税の特別徴収税額の納付 ……………2月10日(木)まで <input type="checkbox"/> 令和3年分所得税・個人住民税・個人事業税の確定申告と納付の受付開始……2月16日(水)から3月15日(火)まで <input type="checkbox"/> 12月決算法人の確定申告と納税……………2月28日(月)まで <input type="checkbox"/> 6月決算法人の中間(予定)申告と納税…2月28日(月)まで <input type="checkbox"/> 固定資産税(第4期分)の納付……各市町村の指定日まで	<input type="checkbox"/> 1月分の社会保険料の口座振替日……………2月28日(月) <input type="checkbox"/> じん肺健康管理実施状況報告書の提出期限……2月28日(月)
		

- ・確定申告開始です。住宅ローン控除や医療費控除などの御相談は森会計担当者までどうぞ。
- ・3月初めの春季全国火災予防運動に合わせて、消火器や火災報知器が正しく作動するかをチェックするとともに、消火訓練の実施、避難通路の確認、消防署への連絡方法など、防火対策を再点検しましょう。

3月	<input type="checkbox"/> 2月分源泉徴収税額・住民税の特別徴収税額の納付 ……………3月10日(木)まで <input type="checkbox"/> 令和3年分所得税・個人住民税・個人事業税、贈与税の確定申告と納付の締切……………3月15日(火)まで <input type="checkbox"/> 1月決算法人の確定申告と納税……………3月31日(木)まで <input type="checkbox"/> 7月決算法人の中間(予定)申告と納税…3月31日(木)まで	<input type="checkbox"/> 2月分の社会保険料の口座振替日……………3月31日(木)
		

- ・3月決算法人では、決算日当日の在庫の实地棚卸、現金・手形等の調査を行ってください。
- ・社員の家族では、進学・卒業の有無等をチェックします。異動があれば、家族手当の変更、源泉徴収税額表の適用欄の変更手続きなどをしましょう。

4月	<input type="checkbox"/> 3月分源泉徴収税額・住民税の特別徴収税額の納付 ……………4月11日(月)まで <input type="checkbox"/> 「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」の提出期限 ……………4月15日(金)まで <input type="checkbox"/> 2月決算法人の確定申告……………5月2日(月)まで <input type="checkbox"/> 8月決算法人の中間(予定)申告……………5月2日(月)まで <input type="checkbox"/> 固定資産税(第1期分)の納付……各市町村の指定日まで	<input type="checkbox"/> 3月分の社会保険料の口座振替日……………5月2日(月)  *健康保険料率、介護保険料率の変更の確認をしましょう
		

- ・新入社員を迎える企業は、研修の準備や扶養控除等(異動)申告書の提出を確認しましょう。
- ・新入社員、退職者の社会保険・雇用保険の資格取得・喪失手続きをもれなく行いましょう。
- ・若葉マークの車が増える時期ですので、マイカー通勤者や営業車を利用する従業員に安全運転を指導しましょう。